

最近の裁判例 — ラテンアメリカ

(日本語版)

最近の裁判例 • *The Valuation Engineer*

William Bert Craytor • 第 1 巻第 1 号 • 2026 年夏

DOI: 10.67330/ywgzhg47

日本語訳。人工知能の支援により翻訳し、編集部が校閲した。英語版が正本である。

範囲と出典

本概観は、入手可能な場合には公開された一次資料に依拠している—とりわけ米州人権裁判所 (Inter-American Court of Human Rights) の判例データベース (corteidh.or.cr)、ブラジル連邦最高裁判所 (Supremo Tribunal Federal、STF) および上級司法裁判所 (Superior Tribunal de Justiça、STJ) のポータル (portal.stf.jus.br、stj.jus.br)、メキシコの *Semanario Judicial de la Federación* (セマナリオ・フディシアル・デ・ラ・フェデラシオン、連邦司法週報、sjfsemanal.scjn.gob.mx)、アルゼンチンの *Corte Suprema de Justicia de la Nación* (国家最高裁判所、csjn.gov.ar)、チリの *Poder Judicial* (司法府) ポータル (poderjudicial.cl) および *Diario Constitucional*、ならびにコロンビアの *Corte Constitucional* (憲法裁判所、corteconstitucional.gov.co) である—さらに、専門誌および学術誌における二次的な論評も参照した。スペイン語およびポルトガル語による判決は原文で読み、英語で叙述した。事件名は原綴りおよび発音区別符号をそのまま維持する。

購読契約を要する法情報データベース (vLex、La Ley、Thomson Reuters Proview Latin America) は使用していない。最高裁判所より下級の国内裁判所の判決は選択的に扱い、先例的または方法論的な重要性が明白な判決を優先した。本稿に掲げる判例の引用は、実務上または更なる公表のために依拠するに先立ち、当該裁判所の公式判例集と照合して確認すべきである。

この基準となる回では、Argentina (アルゼンチン)、Brazil (ブラジル)、Chile (チリ)、Colombia (コロンビア)、Mexico (メキシコ) を主要な国別管轄として扱う。Peru (ペルー)、Venezuela (ベネズエラ)、Ecuador (エクアドル)、Bolivia (ボリビア)、Paraguay (パラグアイ)、Uruguay (ウルグアイ) および中米・カリブ海の各管轄は今回では個別に扱わないが、資料の蓄積に応じて以後の四半期ごとの回で追加する予定である。ベネズエラの財産返還および対キューバ制裁に関連する評価業務については、その方法論上の特異性と国境を越える実務との関連性に鑑み、今後の回で扱うこととする。

地域的文脈

欧州連合の概観とは異なり、このラテンアメリカの概観には、EU AI Act および改正建築物エネルギー性能指令が体现するような超国家的規制の層に直接対応するものが存在しない。ラテンアメリカにおける不動産の鑑定評価規制は圧倒的に国家単位であり、主要な超国家的影響は、米州人権条約第 21 条 (財産権) に関する米州人権裁判所の基本権法理と、財務報告の目的で域内の大半の管轄が採用した国際財務報告基準 (とりわけ IFRS 第 13 号「公正価値測定」) である。もっとも、二つの方法論的主题が域内の判例全体を貫いており、ここで言及するに値する。

先住民の共同体財産の評価。 ラテンアメリカの鑑定評価実務において最も特徴的な方法論上の課題は、返還、収用および補償の文脈における先住民およびアフリカ系子孫の共同体財産の評価

である。米州人権裁判所の判例は、先住民の共同体財産が個人の私有財産と同一の地位において憲法上保護される旨を一貫して判示してきたが、そのような財産をいかなる方法で評価するか—通常は独立当事者間の比較可能な取引が存在せず、財産が共同で保有されて譲渡不能であり、当該領域の文化的・精神的意義がその価値に不可分に結びついている状況において—は、なお十分に発展していない。2025 年末の時点で、先住民に有利な米州人権裁判所の判決 24 件が未履行または部分的履行にとどまっており、その複数は、未解決の評価方法論に左右される補償額の算定を含んでいる。

収用補償におけるインフレーション、通貨および物価連動。 域内のいくつかの管轄、とりわけアルゼンチンでは、評価方法論および補償額の算定が、高いインフレーション、外貨建ての *tasaciones* (タサシオネス、鑑定評価) および複雑な物価連動制度に対応することを要する。アルゼンチン最高裁判所は、当初外貨で表示された収用補償を人為的な等価レートで自国通貨に換算することは許されず、評価は補償の時点における当該不動産の実質的な経済価値を反映しなければならない旨を判示している。同様の問題は、ベネズエラにおいて (財産返還および制裁関連の評価との関連で)、またブラジルにおいても高インフレーション期には周期的に生ずる。域内の複数の管轄にまたがって業務を行う鑑定評価者にとって、こうしたインフレーションおよび通貨の考慮は、欧州にも合衆国にも対応物のない仕方で評価方法論と不可分に結びついている。

次回以降の回に向けた覚書

この基準回に続く四半期ごとの回では、変動に焦点を当てる。すなわち、米州人権裁判所の新たな判決、本稿で指摘した係属中の事案の処理、2027 年の運用開始に向けたコロンビアの *Jurisdicción Agraria y Rural* (フリスディクション・アグラリア・イ・ルラル、農地・農村管轄) の実施の進展、そして IFRS 第 13 号の公正価値測定実務に関する各国の動向である。ペルー、ベネズエラ、エクアドルおよび中米の各管轄は、資料の蓄積に応じて追加する。とりわけ先住民の共同体財産の評価に関する方法論の発展に注目する。この領域では、米州人権裁判所の実体的判示が、鑑定評価者および補償当局が利用しうる実務的な評価方法論を先行してしまっているからである。

管轄別の判例要旨

Inter-American Court of Human Rights (米州人権裁判所)

Maya Q'eqchi' Agua Caliente vs. Guatemala および *Comunidad Garífuna de San Juan y sus Miembros vs. Honduras*。Inter-American Court of Human Rights (米州人権裁判所)、2024 年判決。2025 年までの域内判例において論じられている。

米州人権裁判所は、同時期の二つの判決において、先住民およびアフリカ系子孫の共同体に帰属する祖先伝来の領域について、その境界を画定し、権原を付与し、その剥奪を防止すべき Guatemala (グアテマラ) および Honduras (ホンジュラス) の義務につき判断した。Maya Q'eqchi' Agua Caliente 共同体は、45 年に及ぶ行政上および司法上の手続を経てようやく自らの領域に対する確定的な財産権原を取得した。ホンジュラスの San Juan の Garífuna 共同体は、祖先伝来の沿岸地の剥奪が継続する状況に置かれていた。いずれの判決も、先住民の共同体財産を承認し、境界を画定し、保護すべき米州人権条約第 21 条 (財産権) 上の国家の義務を扱ったものである。域内の論者は、これらの判決における米州人権裁判所の返還の枠組みが従前の判決よりもいくぶん制限的であり、とりわけ先住民の権利主張を知らないまま重複する権利を取得した「善意の第三者」(*terceros inocentes*、テルセロス・イノセンテス) の取扱いにおいてそうであると指摘している。

鑑定評価者への示唆。これらの判決は、先住民およびアフリカ系子孫の共同体財産が米州体系の全体を通じて憲法上保護されること、および返還または補償の文脈におけるそのような財産の評価が、方法論上の補完なしに通常の独立当事者間の比較可能な取引事例（通常は存在しない）に依拠することはできないことを再確認するものである。先住民の財産返還の文脈で委嘱を受ける鑑定評価者は、評価が三つの別個の要素を統合しなければならないことを予期すべきである。すなわち、当該地域における物理的特性の比較可能な土地の基礎となる市場価値、先住民による利用に帰せられる機会費用および改良、そして米州人権裁判所の判例が財産権の補償されうる一側面として扱う、当該領域の非経済的な文化的・精神的意義である。第三の要素に関する方法論はなお十分に発展しておらず、米州人権裁判所の論証における継続的な主題となっている。

Mapuche / Consejo de Todas las Tierras vs. Chile. Inter-American Court of Human Rights (米州人権裁判所)、2024 年判決 (2025 年の判例において論じられている)。

米州人権裁判所は、Consejo de Todas las Tierras (コンセホ・デ・トダス・ラス・ティエラス、全土地評議会) による領域回復運動 (1989–1992 年) との関連において、および先住民の領域に関する主張に対する反テロリズム法の適用との関連において、Mapuche (マプチェ) 民族の構成員 135 名に対する人権侵害を理由にチリ国家を断罪した。本判決は *Norín Catrimán and others vs. Chile* (2014 年) の法理を拡張し、領域に関する主張との関連における先住民の自決権を明示的に承認するものである。

鑑定評価者への示唆。本件の主要な判示は、評価方法論そのものよりも刑事手続上の保障に関わるものであるが、領域と結びついた先住民の自決権の承認は、チリの先住民領域の返還およびこれに関連する文脈における評価業務に影響を及ぼす手続的な層を生じさせる。そのような文脈で委嘱を受ける鑑定評価者は、方法論が適切な協議の過程を組み込み、自らの領域の価値がいかに性格づけられるかについての共同体の自決権を尊重するものとなるようにすべきである。

Argentina (アルゼンチン)

Tribunal de Tasaciones de la Nación に関するアルゼンチンの法理。 2025 年までの判例により定着している。

アルゼンチン国家最高裁判所 (Corte Suprema de Justicia de la Nación、CSJN) および下級の連邦裁判所は、収用および *expropiación inversa* (エクスプロピアシオン・インベルサ。所有者の側から提起される収用手続) の事案において Tribunal de Tasaciones de la Nación (トリブナル・デ・タサシオネス・デ・ラ・ナシオン、国家鑑定評価審判所、TTN) が行った評価をめぐる法理を発展させ続けてきた。確立した CSJN の法理 (Fallos 313:82。2024–2025 年まで繰り返し適用されている) は、TTN の評価が、当該審判所の構成員の技術的能力、その評価が拠って立つ証拠的基礎、および実務の統一性を理由として推定的な重みを有し、TTN の評価から離れるには明白な誤りまたは遺漏の立証を要するとする。2024–2025 年にこの法理を適用した連邦裁判所—*Sosa v. Entidad Binacional Yacyretá* (2024 年 6 月。Yacyretá [ヤシレタ] 水力発電貯水池に由来する *expropiación inversa* 事件) における Juzgado Federal de Oberá (オベラ連邦裁判所) を含む—is、補償の実効的な基準点として TTN の評価に依拠し続けている。

鑑定評価者への示唆。アルゼンチンの鑑定評価者にとっての実務上の帰結は、TTN の評価に反対して提出される私的な鑑定評価報告書が相当の立証責任を負うということである。TTN の評価を排斥しまたは修正するためには、私的な報告書は、単に代替的な評価結論を示すのではなく、TTN の作業における方法論上の誤りまたは遺漏を立証しなければならない。そのような報告書を作成する鑑定評価者は、価格差の大きさのみを争うのではなく、TTN による取引事例の選定、補正率の導出、および地域市場の状況の取扱いに方法論的批判を集中すべきである。

外貨建ての *tasaciones* と補償の等価性。当初外貨で表示された収用補償をアルゼンチン・ペソに人為的な 1 対 1 の等価で換算することは許されないとする CSJN の法理は、2025 年に至るまで有効に維持されている。この法理は、インフレーションまたは通貨政策のゆえに補償の時点における当該不動産の実質的な経済価値を反映しない補償から、収用された所有者を保護するものである。この原則は、長期にわたる収用手続との関連で 2024–2025 年にも周期的に再確認されている。

鑑定評価者への示唆。相当なインフレーションまたは通貨政策の変更を伴う期間にまたがる収用事案の評価を作成するアルゼンチンの鑑定評価者は、評価の通貨基準を明示的に文書化し、価格時点と将来の支払予定時点との間に適用すべき物価連動の方法論を検討すべきである。インフレーションおよび通貨リスクを扱わない報告書は、CSJN の補償法理を適用する裁判所を説得しがたいであろう。

Brazil (ブラジル)

Supremo Tribunal Federal, RE 922.144 (一般的波及効 Tema 865)。 Supremo Tribunal Federal (ブラジル連邦最高裁判所、STF)、2024 年判決。2025 年も適用が継続している。

STF は、*desapropriação* (デザプロプリアサン、収用) 手続における補償が、連邦憲法第 100 条が定める連邦の *precatório* (プレカトリーオ、確定判決に基づく国庫債務の支払命令) 制度と憲法上両立する旨を判示した。具体的には、公共機関が *imissão provisória na posse* (イミサン・プロヴィゾーリア・ナ・ポッセ、暫定的な占有移転) のために当初供託した価額と、司法鑑定によって最終的に確定された価額との差額は、即時の補充供託としてではなく *precatório* 制度を通じて支払われなければならない。本判決は、*justa, prévia e em dinheiro* (正当かつ事前の、金銭による) 補償という憲法上の命令 (第 5 条第 24 号) と、*precatório* 制度の秩序ある支払要件とを衡量したものである。

鑑定評価者への示唆。本判決は、収用機関のために活動する鑑定評価者が作成する当初供託額の評価に直接の実務的帰結をもたらす。当初供託における過小評価分は後に *precatório* 制度を通じて (相当の遅延を伴いうる形で) 支払われることになるため、原告側には当初評価が過小であると争う構造的な誘因がある。当初供託額の評価を作成する鑑定評価者は、当初供託額と最終的な司法判断との間の差額が STF の判例および Decreto-Lei 3.365/1941 (法律命令第 3.365/1941 号) の枠組みの下で補償利息 (*juros compensatórios*、ジュロス・コンペンサトリーオス) の対象となることを見越して、その後の司法鑑定に対して評価を防御できるよう、方法論をとりわけ慎重に文書化すべきである。

Superior Tribunal de Justiça, REsp 2.129.162 (反復争点 Tema)。 Superior Tribunal de Justiça (ブラジル上級司法裁判所、STJ)、2025 年 5 月判決。

STJ は、収用機関が *desapropriação* の訴えを取り下げた場合の弁護士報酬に関する反復的争点を解決した。同裁判所は、取下げ事案における報酬が、*Código de Processo Civil* (コーディゴ・ジ・プロセス・シヴィル、民事訴訟法典) の一般的な手続規定ではなく、Decreto-Lei 3.365/1941 第 27 条第 1 項の枠組みに従わなければならないことを確立した。本判決は、配電線のための行政上の地役権を求めた Cemig (Companhia Energética de Minas Gerais、ミナスジェライス電力公社) の訴えに由来する。

鑑定評価者への示唆。本判決は方法論ではなく手続に関するものであるが、行政上の地役権および *desapropriação* の事案における鑑定評価者の受任の構造に示唆を有する。そのような手続において鑑定人 (*peritos judiciais*、ペリトス・ジュジシアイス) として選任される鑑定評価者は、

報酬の取決めが一般的な手続規定ではなく、適用される法律命令の枠組みを参照して文書化されるようにすべきである。

Superior Tribunal de Justiça、*juros compensatórios* に関する法理。 2025 年も適用が継続している。

STJ は、*desapropriação* の事案における補償利息 (*juros compensatórios*) が、収用された不動産の権原に関する司法判断の後にはじめて *incidem* (発生する) とする法理を維持してきた。この利息は、当初供託額と最終的な補償額との差額に対し、歴史的に確立された年 12 パーセントの利率 (STF の *Súmula* 618 [スムラ第 618 号]) で適用され、最終的な補償が支払われる前に占有を先行して喪失することについて、収用された所有者を補償する機能を有する。

鑑定評価者への示唆。ブラジルの鑑定評価者は、司法鑑定において自らが認定する評価の差—公共機関の当初供託額と鑑定された市場価値との差—が、補償利息の算定の基礎となることを予期すべきである。したがってその差の経済的意義は、とりわけ手続が長期化する場合には、名目上の差が示唆するよりも大きい。

Chile (チリ)

Corte Suprema, Rol N° 31.423-2025。 Corte Suprema (チリ最高裁判所)、2025 年 9 月判決。

チリ最高裁判所は、Decree-Law N° 2.186 (法律命令第 2.186 号) 第 12 条に基づく特別収用手続において、不動産開発業者 (*inmobiliaria*、インモビリアリア) が国庫 (*Fisco de Chile*、フィスコ・デ・チレ) を相手方として提起した破棄上告を棄却した。原告は、専門家委員会 (*Comisión de Peritos*、コミシオン・デ・ペリトス) が定めた評価額が当該不動産の最有効使用 (*mayor y mejor uso*、マヨル・イ・メホル・ウソ) および既存の建築物ならびに付帯工作物の価値を反映していないと主張し、さらに、将来の賃料収入を生じさせたはずの既存の賃貸借契約を理由として逸失利益 (*lucro cesante*、ルクロ・セサンテ) の補償を求めていた。同裁判所は、原告の主張が、評価を規律する法規範の真の侵害ではなく原審の証拠評価に対する不同意にとどまること、および専門家委員会の証拠を書証および人証と併せて援用した原審の論証が十分に基礎づけられていることを判示した。

鑑定評価者への示唆。本判決は、収用手続における専門家委員会の評価に対してチリ最高裁判所の法理が相当の敬讓を与えること、および方法論上の不同意のみを理由とする評価結論の破棄審査の範囲が限られていることを示している。チリの収用事案において対抗評価を作成する鑑定評価者は、代替的な評価の論証よりも委員会の作業における立証可能な方法論上の誤りに焦点を当てるべきであり、既存の賃貸借関係に基づく *lucro cesante* の主張が相当の立証要件に直面することを認識すべきである。

Corte Suprema (Coquimbo (コキンボ) 収用事件)。 Corte Suprema (チリ最高裁判所)、2025 年 7 月 17 日判決。

チリ最高裁判所は、Coquimbo の収用事案において補償額を (私的な鑑定評価者の報告書に基づき) UF 2,969.75 に引き上げた控訴審の判断を、(*Conservador de Bienes Raíces* [コンセルバドール・デ・ビエネス・ライセス、不動産登記所] の登記された売買に基づく) 国家側の主張額 UF 2,349.07 に対して是認した。同裁判所は、控訴審が、人証および近隣不動産に関する追加の鑑定評価報告書と併せて考慮したうえで私的な鑑定評価者の報告書に依拠したことは *sana crítica* (サナ・クリティカ、合理的な証拠評価) の許された行使であり、破棄審査はそのような証拠評価を改めて争うことにまでは及ばないと強調した。

鑑定評価者への示唆。Coquimbo 判決は Rol N° 31.423-2025 の対をなすものである。開発業者が争う場合には委員会の評価が是認される一方で、適切な方法論上の論証と補強証拠によって支えられる場合には、私的な鑑定評価者のより高い評価もまた是認されうる。チリの鑑定評価者にとっての実務上の教訓は、私的な鑑定評価の方法論と文書上の裏づけが決定的であること、および登記された売買の証拠のみでは、追加の取引事例と文脈上の証拠を援用してよく裏づけられた私的な鑑定評価を排斥するには十分でないことである。

Tribunal Constitucional (憲法裁判所)、2025 年 10 月。 租税法典に基づく *bienes raíces* (ビエネス・ライセス、不動産) の *tasación* (タサシオン、鑑定評価)。

チリ憲法裁判所は、*impuesto territorial* (インプエスト・テリトリアル、不動産税) の目的における不動産 (*bienes raíces*) の *tasación* を規律する Código Tributario (コーディゴ・トリブタリオ、租税法典) の規定に対する違憲の主張を排斥した。反対意見の裁判官は、問題とされた規範が、執行を受ける当事者が *tasación* に異議を申し立てるための仕組みを十分に設けておらず、合理的かつ正当な手続という憲法上の保障を損なうと主張した。

鑑定評価者への示唆。本判決はチリの不動産税に関する既存の行政的 *tasación* の枠組みを維持するものであるが、反対意見の論証は、将来の憲法上または行政法上の争訟において再び問題となりうる現行の枠組みの脆弱性を指摘している。不動産税に関する紛争との関連で評価を作成するチリの鑑定評価者は、納税者の異議申立ての仕組みを改善するための行政上の改革がありうると思われるため、判決後の政策環境を注視すべきである。

Colombia (コロンビア)

Corte Constitucional、Jurisdicción Agraria y Rural の承認。 Corte Constitucional (コロンビア憲法裁判所)、2025 年決定。

コロンビア憲法裁判所は、コロンビアの司法部門の内部に農村の土地に関する専門的管轄である新たな Jurisdicción Agraria y Rural を創設する立法についての違憲審査を通過させた。同裁判所は、改革の対象、司法部門への統合、専門の裁判所および法廷の創設、ならびに予算に関する事項を定める中心的な条項を承認した。新たな管轄は 2027 年に業務を開始する予定であり、土地返還をめぐる紛争、農地の財産をめぐる紛争、および 2016 年の和平合意の実施に由来する事案を解決するよう設計されている。承認の時点において、61,000 ヘクタールを超える面積に関わる農地紛争が既存の行政および司法の制度に係属している。

鑑定評価者への示唆。新たな管轄は、コロンビアにおける土地返還手続および農村不動産の事案に由来する評価紛争の主要な裁判機関となる。返還の文脈で業務を行うコロンビアの鑑定評価者 (Unidad de Restitución de Tierras [ウニダー・デ・レステイトウシオン・デ・ティエラス、土地返還庁] および Instituto Geográfico Agustín Codazzi [インスティトゥト・ヘオグラフィコ・アグスティン・コダシ、国立地理院] のために働く者を含む) は、新たな裁判所が独自の評価判例を形成し、方法論上の基準が現在の行政主導の枠組みから変化しうることを予期すべきである。実務家は、2027 年の運用開始と新たな裁判所の初期の事件処理の展開を注視すべきである。

土地返還のための既存の IGAC に基づく評価の枠組み。 2025 年も適用が継続している。

コロンビアの土地返還実務は、返還および代替補償の文脈における補償の主要な基礎として、Instituto Geográfico Agustín Codazzi (IGAC) が作成する *avalúo comercial* (アバルーオ・コメルシアル、市場価格に基づく鑑定評価) に依拠し続けており、必要な場合には Lonjas de Propiedad Raíz (ロンハス・デ・プロピエダー・ライス、不動産業協会) が作成する *avalúo* によって補完される。この枠組みは、(履行の手続的要件に関する) 憲法裁判所の 2018 年 SU-034 決定、および

(現物補償の状況における IGAC の評価と個々の受益者の選好との関係に関する) 2024 年 T-120 決定を含むその後の決定において明確化されている。

鑑定評価者への示唆。コロンビアの土地返還に携わる鑑定評価者にとって、この制度的枠組みは IGAC の評価を補償額算定の実効的な中心に据えるものであり、Lonja de Propiedad Raíz の avalúo は補完的または争訟解決の手段として機能する。今後の Jurisdicción Agraria y Rural はこの制度的構造を変更する可能性があり、IGAC の評価と Lonja の評価との相対的な重みは、新たな裁判所によって発展させられる可能性が高い争点の一つである。

Mexico (メキシコ)

Suprema Corte de Justicia de la Nación、avalúo と価格との差額に対する ISR の納税義務。 Suprema Corte de Justicia de la Nación (メキシコ最高裁判所)、2026 年初めに公表された決定。

メキシコ最高裁判所 (SCJN) の大法廷は、Ley del Impuesto sobre la Renta (レイ・デル・インプエスト・ソブレ・ラ・レンタ、所得税法、ISR) 第 125 条、第 130 条第 4 号および第 132 条を合憲と宣言した。これらの条項は、不動産の取得に係る avalúo (アバルーオ、鑑定評価額) が契約上の購入価格を 10 パーセント超えて上回る場合に、その差額を購入者の合算所得として扱い、したがって ISR の課税対象とする旨を定める。同裁判所は、市場価値を実質的に下回る価格で財産を取得することは購入者の財産に客観的な増加をもたらし、したがって課税対象となる経済的利益を適切に構成するとの論拠により、この規定が課税における比例性および衡平という憲法上の原則に違反しないと判示した。

鑑定評価者への示唆。本決定は、メキシコの不動産取引およびこれを支える鑑定評価実務に相当の実務的帰結をもたらす。*corredores públicos* (コレドール・プブリコス、公認仲介人) その他の認可を受けた専門家が行う avalúo は、その額が契約価格を 10 パーセント超えて上回る場合、いまや購入者にとって直接の租税上の帰結を有する。鑑定評価者は、取引に関わる avalúo の方法論に対する審査が強まること、および取引事例の基礎をとりわけ厳密に文書化した avalúo への需要が増すことを予期すべきである。本決定はまた、方法論上の選択がいまや購入者の納税義務に影響を及ぼしうる以上、代替的な評価手法のいずれを選択するかという方法論上の選択の帰結を暗黙のうちに高めるものである。

Suprema Corte de Justicia de la Nación、Amparo en revisión 391/2024。 メキシコ最高裁判所第二法廷、2025 年 6 月 25 日判決。

メキシコ最高裁判所第二法廷は、鉱区およびこれに関連する付随的権利 (一時的占有、地役権、水利権の優先、賃貸借の更新条項) の取用に関する法的枠組みに影響を及ぼす命令 (Decreto) に対して鉱業会社が提起した違憲の主張について判断した。同裁判所は、問題とされた規定が取得された権利ではなく将来の権利についての単なる期待に関わるものであるから、遡及効禁止の原則に違反しないと判示した。

鑑定評価者への示唆。本判決は、メキシコにおける鉱業権および鉱山不動産の評価にとって重要である。鉱区の延長に関する権利および関連する規定を、取得された権利ではなく「単なる期待」と性格づけた同裁判所の態度は、鉱業権益の評価およびその評価における規制リスクの査定に影響を及ぼす。メキシコにおいて鉱山不動産または関連する権利の評価を作成する鑑定評価者は、評価の規制リスクの側面を明示的に扱うべきであり、条件付きの価値や延長の可否に左右される価値を、完全に確定したものであるかのように取り扱うことを避けるべきである。